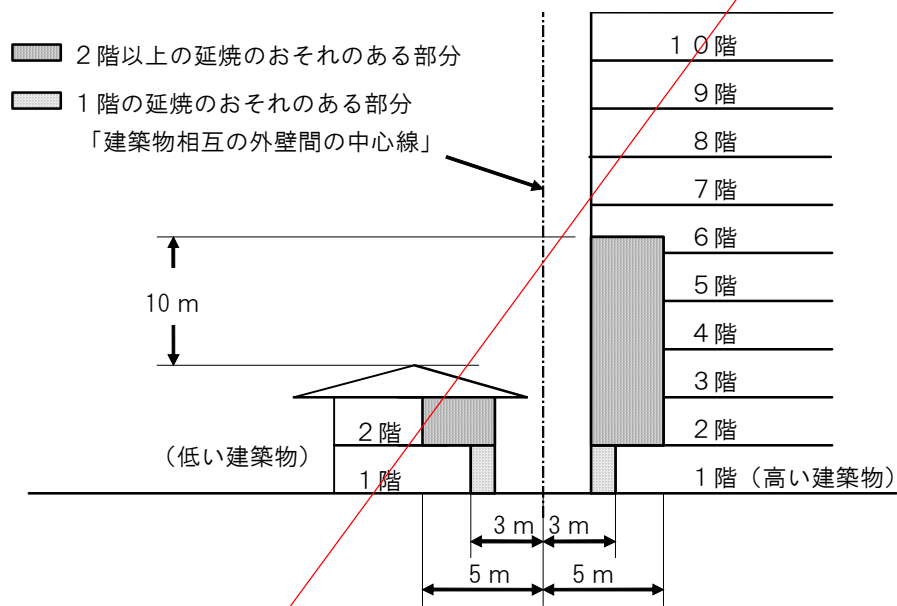


■ 高さが著しく異なる建築物相互間における取扱い (平15.10)

高さが著しく異なる建築物相互間における高い建築物の延焼のおそれのある部分の取扱いにおいて、低い建築物の高さに10mを加えた高さを超える部分は、法第2条第六号ただし書に規定する「その他これらに類するものに面する部分」として取り扱うことができるものとする。ただし、低い建築物が原則として2階建以下であり、危険物庫その他火災荷重の大きい用途に供するものでない場合に限る。



【解説】 高層の建築物がある敷地内に当該建築物に附属する別棟の低層で小規模な建築物がある場合にも、法第2条第六号の規定により建築物相互間の外壁間の中心線から延焼のおそれのある部分が発生することとなる。しかしながら、高層の建築物の上層部は低層の建築物において火災が発生した場合であっても、一定の距離だけ離れていれば、延焼のおそれは少ないと考えられる。したがって、低層の建築物が、原則として2階建以下で、かつ、火災荷重の小さい用途に供する小規模な建築物に限り、垂直距離が10mを超える高層の建築物の上層部においては、法第2条第六号ただし書を適用することとした。

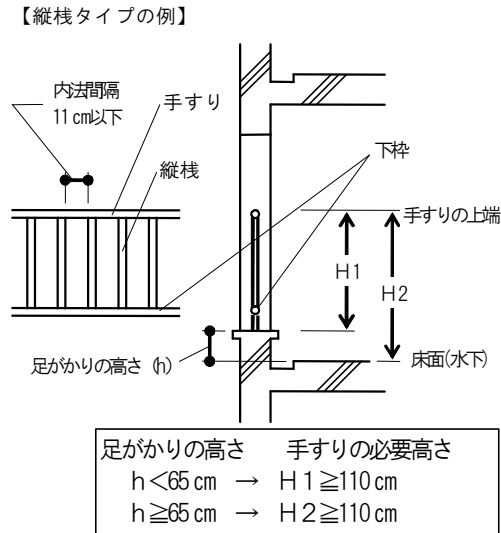
削除

■ 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するもの(以下「バルコニー等」という。)の手すりの取扱い (平15.10 [改正]令6.4)

- (1) バルコニー等の手すりの高さのとり方は、バルコニー等の床から足がかりまでの高さが65cm未満の場合、足がかりから手すりの上端までの高さによる。また足がかりの高さが65cm以上の場合は床からの高さによる。

縦棧タイプの場合は縦棧の内法間隔は11cm以下とすることとし、下枠は足がかりとして取扱わない。また、横棧タイプの場合は横棧及び下枠は足がかりとして取扱う。

なお、足がかりとは、幼児等が足をかけて上がる危険性のある部分で、手すり以外の部分につかまることなく幼児等が自立できる部分をいう。



[適用を受ける建築物（幼児等が利用する施設）の例]

飲食店、百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場、旅館、ホテル、宿泊所、共同住宅、病院、診療所、幼稚園、小学校、特別支援学校、義務教育学校（前期）、知的障害者援護施設、児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、劇場、映画館、公会堂、集会場等

- (2) バルコニー等の手すりの材質については、特に規定されていないが、耐火建築物に設けられる手すりには、不燃材料で造るものとし、その他の建築物については、延焼のおそれのない部分であっても手すりの全面を可燃材料（難燃材料に準ずる材料を除く）で造ることは望ましくない。

■ 手すり壁、さく又は金網(以下、「手すり等」という。)を設けなければならないバルコニー等 (令6.4)

バルコニー等について、通常人が立ち入らない部分であっても、一時避難場所又は避難用通路となる等、非常時の利用を想定するものには、その周囲には安全上必要な高さが1.1m以上の手すり等を設けなければならない。

人が立ち入らないもの（室外機等の設備のみを設置する部分等）は、バルコニー等とは扱わない。

【解説】 バルコニー等の手すりが可燃材料であった場合、特に延焼のおそれのある部分であれば、延焼することが十分に考えられ、また、下階の火災で上階に延焼し火災が拡大した事例もあり、不燃材料で造るものとした。

【参考】 ◇ バルコニー等に設ける手すり高さの取扱い (昭57 56建指234)

■ **大規模なひさしの取扱い** (平15.10 [改正]平29.4 令6.4)

荷さばき所、倉庫、工場等の車両の寄りつき部分に設けられるひさし、または荷捌き部分のひさしで十分に外気に開放[※]されている場合の建築基準法上の各規定の適用については、次の各号により扱う。

① 延焼のおそれのある部分 (法第2条第六号)

隣地境界線に面する部分及び同一敷地内の他の建築物に面する部分が十分に外気に開放されている場合は、ひさし下部分については延焼のおそれのある部分は生じない。

② 床面積の算定 (令第2条)

ひさし部分のように、壁その他の区画で囲まれた部分を確定することが困難な場合には、建築面積と同様に先端から1m後退した線で囲まれた部分を算入する。

【容積率算定上の床面積】

床面積の算定22 (その他②)「荷捌場の容積率算定上の床面積の算定」(P.66~P66-2)に準ずる。

③ 構造制限 (法第27条、第61条、第62条)

法第27条、第61条及び第62条の規定については、ひさし部分の床面積を除外した床面積で適用する。

④ 防火区画 (令第112条 第12項、第13項)

令第112条の面積区画、異種用途区画の規定については、ひさし部分の床面積を除外し、屋外とみなして適用する。

※「十分に外気に開放」の定義

床面積の算定1 (P.45)に準ずる

【注】 ひさし下に物品の保管 (一時保管を含む) の用途がある場合は適用できない。

【参考】 ◇ 大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い (建築物の防火避難規定の解説2016 (日本建築行政会議) P.121)

■ 機械製作工場等の構造制限の取扱い (平15.10 [改正]令6.4)

令和元年国土交通省告示第194号第2第1項第二号イに規定する「その他これに類する構造」については、次により取り扱う。

令第136条の2第一号に規定する規模の建築物にあつては、令第109条の3第二号による準耐火建築物（口準耐2）に該当するもので、内装を準不燃材料で仕上げたものとする。